

(神戸税関)

坂出税関支署

〒762-0002 坂出市入船町1-6-10 坂出港湾合同庁舎内

TEL (0877) 44-9210 FAX (0877) 44-9213

(ホームページ) <http://www.customs.go.jp/kobe/>

高松出張所 〒760-0064 高松市朝日新町1-30

TEL (087) 851-2874 FAX (087) 823-1434

高松空港出張所 〒761-1401 高松市香南町岡1312-7

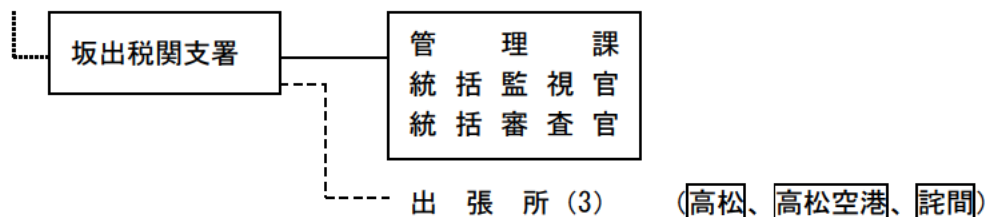
TEL (087) 879-3889 FAX (087) 879-4669

詫間出張所 〒769-1101 三豊市詫間町詫間1338-13

TEL (0875) 83-3071 (FAX 兼用)

〔組織〕

(神戸税関)



設置根拠	税関支署：財務省設置法第17条、財務省組織規則第343条第1項 出張所：財務省設置法第17条、財務省組織規則第343条第2項
所掌事務	1 関税、とん税及び特別とん税並びに貨物割の賦課及び徴収に関すること。 2 関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関すること。 3 保税制度の運営に関すること。 4 通関業の監督に関すること。 5 製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関すること。 6 税関の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。 7 金の輸出入の規制に関すること。 8 輸出入貨物に対して内国消費税の賦課及び徴収に関すること。 9 外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りに関すること。 10 輸出入取引法により、貨物の輸出の取締りに関すること。
管轄区域	坂出税関支署：香川県（香川郡を除く。） 高松出張所：香川県のうち、高松市、さぬき市、東かがわ市、木田郡 高松空港出張所：香川県高松市及び綾歌郡のうち高松空港 詫間出張所：香川県のうち、観音寺市、三豊市
情報公開・個人情報保護窓口	担当：坂出税関支署 管理課 TEL (0877) 44-9210 FAX (0877) 44-9213 (注) 坂出税関支署及び下部機関（各出張所）に関する情報の開示請求等は、坂出税関支署の上記窓口で受け付けています。